子とも医療費助成事業が変わりました

令和5年8月1日から

通院

同じ医療機関で同じ月の通院6回目以降は自己負担無料



同じ医療機関で同じ月の入院11日目以降は自己負担無料

受診する場合は、

保険証と子ども医療費受給券を

窓口に提示してください。

受給券を忘れた場合は、

ひと月分のすべての領収証を

市町村へ提出することで 償還払いを受けられることがあります。



千葉県健康福祉部 児童家庭課 母子保健班

ホームページ

https://www.pref.chiba.lg.jp/jika/boshi/kodomo-iryo/nyuuyouji.html

